

令和5年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年8月4日（金）午後2時00分から午後2時55分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、柴田 智弘、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、奥村 保彦、田中きょうこ
農地利用最適化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠席委員	近藤 辰夫
事務局	局長 渡辺 勝彦、係長 山口 嘉之、再任用職員 前田 晃
議案	<p>第37号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について</p> <p>第38号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第39号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について</p> <p>第40号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について</p> <p>第41号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について</p>
議長	<p>皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。</p> <p>令和5年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の農業委員の出席は、8番、近藤辰夫委員から欠席届が提出されておりますので、13名で定足数に達しております。</p> <p>また、推進委員の出席は、9名です。</p> <p>これより令和5年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。</p>
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、4番奥田正人委員、5番勝野仁司委員の両名を指名します。
議長	<p>続きまして、日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有

権移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件です。

受付番号1番は、瀬田の方と中恵土の方との間における売買による所有権移転です。久々利地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を図るとのことです。詳細については、資料のとおりです。

本案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、久々利お願いします。

竹谷委員 農業委員11番の竹谷から現地確認の報告をします。

久々利保育園西にある農地で、現地には、果樹が植栽され農地として管理されており、取得後も現状のまま管理していただければ、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質問なし】

議長 意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第37号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第37号は原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、日程第3、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第38号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、2件です。

受付番号1番は、塩の方が農地転用の許可を求めるもので、塩地内で、一般個人住宅の駐車場と庭の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

この案件は、敷地の一部を以前から駐車場や庭として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、広見地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の庭の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

本案件は、昭和 47 年以前から、庭として使用していたため、始末書が提出されています。第 7 回総会で審議された案件の申請時において、本案件の違反が判明したため、是正指導を行い、今回申請に至ったものです。

以上の案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。
受付番号 1 番、塩をお願いします。

山本(富)委員 農業委員 6 番の山本から現地確認の報告をします。

受付番号 1 番は、塩地内の住宅敷地の一部に農地が残っていた案件です。以前から駐車場とウッドデッキを設置して利用していたため、始末書が提出されています。隣接地に農地はありませんので、問題ないと思います。

議 長 受付番号 2 番、広見をお願いします。

奥村(保)委員 農業委員 13 番の奥村から現地確認の報告をします。

受付番号 2 番は、中部中学校より南西へ 300m 位にある農地です。第 7 回総会で審議された案件の申請時において、本案件の違反が判明したため、是正指導を行い、今回申請に至ったもので、始末書が提出されており、現状のままの利用で、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質疑なし】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第 38 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第 38 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議 長 続きまして、日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事 務 局 日程第 4、議案第 39 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転 14 件、使用貸借権の設定 1 件の合計 15 件です。

受付番号 1 番は、下恵土の方と愛知県北名古屋市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4 棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号2番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方の成年後見人と御嵩町の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、美濃加茂市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号5番は、美濃加茂市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、1区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号6番は、美濃加茂市の方と下恵土の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、4区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、土田の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅の庭と駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

令和4年頃から、敷地の一部を駐車場及び物置敷地として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、名古屋市天白区の方外1名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、1棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号9番は、土田の方と東京都西東京市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、土田地内で、3棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありませんが、既設のコンクリートブロック及び擁壁により防ぐとのことです。

受付番号10番は、長洞の方外1名と光陽台の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、長洞地内で、隣接地を一体利用して塗装業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

隣接する既設事務所の駐車場を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請地は、周辺農地より低い位置にあるため、土砂等の流出等は発生しないとのことです。

受付番号11番は、下切の方と多治見市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、姫ヶ丘三丁目地内で、金属、機械工業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

申請地には関西電力の地役権が設定されていますが、転用に対する関西電力の同意書の取得に90日ほどかかるとのことで、本案件については、同意書が提出された時点での許可となります。

受付番号12番は、名古屋市北区の方と柿下の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿下地内で、土木工事業の事務所を建築するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁及び石積みにより防ぐとのことです。

受付番号 13 番は、名古屋市北区の方と柿下の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿下地内で、隣接地を一体利用して土木工事業の資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準判定は、第 2 種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁及び石積みにより防ぐとのことです。

平成 15 年頃から、資材置場として使用していたため、始末書が提出されています。

受付番号 14 番は、長坂の方と中恵土の方が、使用貸借権の設定で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、申請地には盛土をせず、周囲と高さを合わせたうえ、周りは屋敷畑として管理するため、特段の被害防除は行わないとのことです。

この案件は、次の受付番号 15 番と一体利用されますので、2 件同時許可が必要な案件となります。

受付番号 15 番は、中恵土の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、隣接地を一体利用して、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第 3 種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接農地に耕土を搬入し、周囲と高さを合わせるため、雨水、土砂等の流出は発生しないとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番から 6 番、下恵土お願いします。

推進委員 1 番の江口が受付番号 1 番から 3 番の案件について報告します。

受付番号 1 番は、今渡南小学校東にある農地で、建設会社が売買により取得して、分譲住宅 4 棟を建築するための転用申請です。北側隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意もあり、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

議 長

江 口 委 員

受付番号2番は、同じく今渡南小学校東にある受付番号1番の西側の農地で、西側に居住する方が取得して、自己用駐車場として整備され利用されます。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は道路側溝への排水で、問題ないと思います。

受付番号3番は、受付番号1, 2番の道路を挟んで南にある農地で、不動産業者が売買により取得して、1区画に宅地分譲されます。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は自然浸透で、問題ないと思います。今後住宅を建築されても、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。

中 村 委 員

農業委員3番の中村が受付番号4番から6番の案件について報告します。

受付番号4番から6番は、相続により取得されましたが管理できないため、3件同時に不動産業者へ売買により処分されます。

受付番号4番は、JAめぐみの下恵土支店東の農地で、隣接地と一体利用して1区画に宅地分譲されます。周囲に農地は無く、転用されても、問題ないと思います。

受付番号5番は、同じくJAめぐみの下恵土支店南東の農地で、1区画に宅地分譲されます。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は土地改良区排水路への排水で、転用されても、問題ないと思います。

西側に農地があり用水については、南にあります土地改良水路の敷地内にパイプを設けて用水を確保することで、話がなされているようです。

受付番号6番は、JR可児駅の南西にある農地で、4区画に宅地分譲されます。隣接所有者への説明も済み、土地改良区の同意、排水同意もあり、雨水は土地改良区排水路への排水で、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号7番から9番、土田お願いします。

奥 田 委 員

農業委員4番の奥田が受付番号7番から9番の案件について報告します。

受付番号7番は、土田白髭神社西の農地で、隣接者が売買により取得して個人住宅の庭、駐車場として整備し、利用されます。隣接所有者への説明も済み、雨水は自然浸透で、問題ないと思います。一部農地が駐車場として利用されていたため、始末書が提出されています。

受付番号8番は、土田白髭神社東の農地で、建築会社が売買により取得して、分譲住宅1棟を建築する申請です。隣接者への説明も済み、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

受付番号9番は、可児とうのう病院の北西のある農地で、建築業者が売買により取得して、分譲住宅3棟を建築されます。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議 長

受付番号10番、長洞お願いします。

國 枝 委 員

推進委員4番の國枝が受付番号10番の案件について報告します。

受付番号10番は、長洞地内の農地で、塗装業者が売買により取得して、駐車場を整備して利用する計画の申請です。隣接者へ事業の説明をして同意が得られており、雨水は道路側溝への排水、周囲は申請地より高いため、土砂等の流出等は発生しないため、転用については、問題ないと思います。

議 長 受付番号 11 番、姫ヶ丘お願いします。
 鈴木(泰)委員 推進委員 5 番の鈴木が受付番号 11 番の案件について報告します。
 受付番号 11 番は、可児工業団地内の下切に隣接する所にある農地で、多治見市大藪町にある金属、機械工業の事業者が売買により取得して関係資材置場として整備し、利用されます。周囲に農地は無く、雨水は自然浸透で、転用されても問題ないと思います。

議 長 受付番号 12 番、13 番、柿下お願いします
 竹谷委員 農業委員 11 番の竹谷が受付番号 12 番、13 番の案件について報告します。
 受付番号 12 番は、柿下地内の農地で、相続により所得したが管理できないため、地元の土木工事業の事業者が売買により取得して事務所を建築する申請です。周囲に農地は無く、雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、現状は耕作管理できていない農地であり、転用されても問題ないと思います。
 受付番号 13 番は、同じく柿下地内の農地で、12 番と同じで相続により所得したが管理できないため、地元の土木工事業の事業者が売買により取得して資材置場として整備され利用する申請です。現況はすでに資材置場として利用されているため始末書が提出されています。周囲に農地は無く、雨水は自然浸透です。現状のままの利用となるため、問題ないと思います。

議 長 受付番号 14 番、15 番、中恵土お願いします。
 三宅委員 推進委員 9 番の三宅が受付番号 14 番、15 番の案件について報告します。
 受付番号 14 番と 15 番は関連しており、2 件で一案件として審議をお願いします。
 受付番号 14 番は、中恵土前波地区にある農地で、母の所有地に使用貸借権を設定して、一般個人住宅を建築する申請です。
 隣接地への被害防除は事務局からの説明があったように、周囲と高さを合わせ、屋敷畑として管理されるため、特段の被害防除は行わなくても大丈夫です。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、問題ないと思います。
 受付番号 15 番は、14 番と一体利用される道路側で、駐車場としての利用となります。隣接農地を嵩上げて周囲と高さを合わせるため、土砂等流出は発生しないよう対処されます。親族の所有であり特段問題はありません。駐車場となるため、雨水は道路側溝への排水となり、転用されても問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 新委員さんが多いので、事業目的などが理解できるよう事務局に説明をお願いしたいです。1 件目は受付番号 3 番の案件で、宅地分譲としていて、分譲住宅との違いを説明してほしいです。2 件目は、受付番号 11 番の案件で、地役権が設定してある土地との説明がありました。地役権の説明と総会時までには承諾書が提出されていない時の許可書の取り扱いについて説明してほしいです。

事務局 1 件目の宅地分譲と分譲住宅について説明します。簡単に言いますと宅地分譲は、農地を整地して、宅地、更地として整備するまでであり、分譲住宅は、農地を整地して、建物、家を建築するまでの事になります。詳しくは、今後、研修や現地確認などにおいて、順次説明してご理解いただければと思います。

2件目の地役権について説明します。申請地の上空に関西電力の送電線があり、地役権が設定されています。送電線の下で工作物等を建築する場合は、送電線と建物の間に隙間を開けなさいという条件があり、地役権者の同意書の提出を求めています。

今回案件の同意書については、申し出から書類が出来上がるまでに、90日を要すると聞いていますが、総会時には間に合いませんでした。資材置場で利用され、工作物を建築されないため、承諾は得ていますが、書類の提出が遅れています。このような案件については、許可予定日より書類の提出日が遅れた場合は、保留し、書類提出日を許可日として許可書を発行しています。

議長 ありがとうございます。今後も各案件で説明をいただき、知識を習得していただければと思います。

他に、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第39号について、原案のとおり、許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、議案第39号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第40号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第40号、土地現況確認申請書（非農地）について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、愛知県岩倉市の方が所有する塩地内の畑です。

該当農地は、昭和60年頃まで耕作していましたが、以降、耕作されておらず、山林化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局に説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます

受付番号1番、塩をお願いします。

山本（富）委員 農業委員6番の山本が受付番号1番の案件について報告をします。

受付番号1番は、塩地内の塩見神社、可児市の水道配水池がある市道沿いの場所にあり、現況は竹が生い茂り山林化しており、20年以上耕作されておらず、非農地として、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

議案第40号について、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議	長	異議ないものと認め、議案第 40 号は原案のとおり、承認することに決しました。
議	長	続きまして、日程第 6、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事	務	局
		日程第 6、議案第 41 号、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明します。 今月の申請は、2 件です。 受付番号 1 番は、下恵土の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の設定です。 下恵土地区内の該当農地について、令和 7 年 8 月までの 2 年間、利用集積を図るものです。 受付番号 2 番は、大森の方と大森の方との間での再設定の貸借権の設定です。 大森地区内の該当農地について、令和 15 年 8 月までの 10 年間、利用集積を図るものです。
議	長	只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	【意見・質疑なし】
議	長	ご意見も無いようですのでお諮りいたします。 議案第 41 号について、原案のとおり、承認し、市に報告することにご異議ございませんか。
委	員	【異議なしの声多数】
議	長	異議ないものと認め、議案第 41 号は原案のとおり、承認し、市に報告することに決しました。
議	長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。
議	長	続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。 1. 農地の適正管理の 7 月指導分について報告します。 別添資料 1 をご覧ください。(件数 11 件) 農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。 2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 3. 農業用施設の届出書の 7 月届出分です。 届出はありませんでした。 4. 7 月中に届出のあった農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、報告します。

8件の届出がありました。

田 27筆 17,646.00 m² 畑 33筆 8,755.96 m² 合計 60筆 26,401.96 m²

5. 活動記録簿について

別添資料2により説明

6. 農地パトロールについて

別添冊子により説明

7. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は8月25日の金曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和5年第10回農業委員会総会は、令和5年9月1日金曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

議

長

これもちまして、令和5年第9回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様ございました。